

作業療法学科

総合臨床実習Ⅱ マニュアル

2026 年度



関西医科大学
KANSAI MEDICAL UNIVERSITY

総合臨床実習Ⅱ

1. 目的

本実習では、臨床実習指導者の指導の下で作業療法の実践を行い、その妥当性について考察することにより、作業療法の内容をより良くするために何が必要となるかを自ら思考することを目的とする。

2. 目標

- (1) 医療人としての適切な態度・マナーで対象児・者やその家族に接することができる
- (2) チーム医療を行う上で、その一員として対象児・者やその家族、施設スタッフ（他職種を含む）と、適切なコミュニケーションをとることができる
- (3) 作業療法評価を計画に基づき実施し、評価結果を統合・解釈し、対象者の臨床像をまとめることができる
- (4) 評価に基づき治療目標を設定し、治療プログラムを立案することができる
- (5) 臨床実習指導者の指導のもと立案した治療プログラムを一部実践することができる
- (6) 臨床実習指導者が行う治療プログラムを模倣することができる
- (7) 治療プログラムの内容、対象児・者の状態を再評価することができる
- (8) 専門用語を適切に用いて記録・報告を行うことができる
- (9) 作業療法の概要や専門性に関して、分かりやすく説明することができる

3. 臨床実習期間

臨床実習施設で、診療チームの一員として、臨床実習指導者の指導・監督のもとで9週間（4年次前期）の実習を行う。

4. 臨床実習の内容

作業療法士としての臨床的判断や適切な対応を行うために必要な素地を習得し、作業療法の一連の臨床思考過程（評価、統合と解釈、治療目標の設定、治療プログラム立案、治療プログラム実施、再評価）を学習する。具体的な内容を下記に示す。

- (1) 自ら評価計画を立案する（評価の目的、評価の実施方法、評価の優先順位に関して指導を受ける）
- (2) 自ら立案した評価計画に基づき、臨床実習指導者の指導のもと面接（問診）・観察・検査・計測を実施する
- (3) 臨床像をまとめる（必要に応じて、追加の評価を行う）
- (4) 治療プログラム立案の過程について説明を受け、臨床実習指導者が行う治療プログラムを模倣する

- (5) 自ら立案した治療プログラムの実施に関して、指導者の指導のもと一部実施、もしくは模倣にて実施する
- (6) 再評価を行い、治療目標の妥当性ならびに作業療法の効果について検証する
- (7) 治療目標の妥当性ならびに作業療法の効果について検証し、症例の経過をまとめる
- (8) 学内で症例について発表を行う
- (9) 臨床実習施設内の他部門の様子を見学する、カンファレンスや勉強会に参加する
- (10) 専門用語を用いて記録・記述する

5. 実習方法・形態

- (1) 実習は、臨床実習指導者 1 名に対して学生 1 名または 2 名の体制で行う。
- (2) 学生は、臨床実習指導者の指導のもと実習を行い、教員にも実習状況を定期的に報告することで、適宜、疑問点を解決しながら段階的に学びを深める。
- (3) OSCE・事例報告会を実施する。

模擬患者を設定し、疾患や障がい特性に応じて必要な評価を選択・実施し個別でフィードバックを実施する。実習後には、実習を通して臨床像をまとめた事例について事例報告会を行い、臨床像の統合と解釈、治療目標・治療プランの妥当性についてディスカッションを行う。

- (4) 1 年生を対象に、作業療法の実践に関して分かりやすく紹介する機会を設定することで、対象者や家族、他職種に対する説明につながるようにする。

6. 臨床実習の資格（履修要件）

総合臨床実習Ⅱを履修するには、3 年次後期までに開講される全ての必修科目を履修しておく必要がある。また、実習前オリエンテーションを受けておく必要がある。

7. 実習の課題と提出物 (1) ～ (6) は臨床実習指導者の確認が必要

- (1) 出席簿（資料 1）
 - (2) デイリーノート（資料 2）
 - (3) ケースノート（資料 3）
 - (4) 自己学習
 - (5) 自己評価（臨床実習評価表）（資料 4）
 - (6) 経験記録シート（資料 5）
 - (7) 症例報告書（資料 6）
 - (8) その他（実習前・実習後セミナーへの参加、OSCE の受講、症例報告の発表）
- (1) ～ (7) は実習終了後学科へ提出

8. 実習後の事例報告会

本実習では、実習後の報告会において作業療法評価・治療を実施し経過をまとめた事例の報告を行う。事例報告会では、ディスカッションの機会を設けることで、臨床像の統合と解釈、治療目標・治療プランの妥当性を検討する。また、各自の習得度の確認を行うと共に、自己評価の機会を設けることにより、臨床実習の最終到達段階について教員がフィードバックを行う。

9. 成績対象の基準（単位取得要件）

臨床実習指導者は、実習評価表（別紙参照）の「1. 基本的態度」、「2. 専門職への適性および態度」、「3. 専門用語を用いた記録と報告」「4. 作業療法評価技能」、「5. 統合・解釈および問題点の抽出と治療計画立案」、「6. 治療技能と再評価」について、到達度の段階に基づいて成績評価を行う。

本実習は、レポート等の実習施設外で行う学習時間を含めて1単位を45時間（本実習：9単位 405時間）とする。成績判定および単位認定に関しては、臨床実習指導者による実習評価表を用いた成績評価（40%）、症例報告書および事例報告会の内容（30%）、OSCE（30%）で総合的に評価する。

10. 到達目標・到達度

本実習の到達目標は、学生が臨床実習指導者指導の下で作業療法実践過程のすべて（基本的態度から治療技能と再評価）を実施できることとする。治療プログラムの実施は、臨床実習指導者の指導の下で一部実施、もしくは模倣にて実施する。本実習の到達度は、下の表の通り未実施を除く4段階である。（※：到達度が「可」、「不可」の場合は必ずコメントを記載してください）

表

到達度	判定基準
優	助言・指導がほとんどなくてもできる
良	助言・指導を与えるとできる
可	多くの助言・指導を与えるとできる
不可	助言・指導を与えてもできない
未	未実施

11. 再履修と追加実習

到達目標に達しない場合は再履修となる。病気などにより出席に日数が足りない場合は、大学と臨床実習指導者との話し合いにより追加実習が可能な場合がある。